

令和7年度（一社）日本トンネル技術協会表彰の募集

一般社団法人日本トンネル技術協会では、令和2年度に表彰制度を創設し、トンネル技術や本会の発展に特別の功績、功労のあった方々を表彰しています。

令和7年度の表彰につきまして、下記により募集しますので、内容を検討の上、奮ってご応募いただきますようご案内します。

1. 表彰の種類

募集する表彰は、「功績賞」及び「功労賞」とし、表彰者はそれぞれ若干名とします。

「功績賞」は、会員等のうち、トンネル技術の発展に特に顕著な功績があったと認められる者に授与します。

また、「功労賞」は、会員等のうち、本会の発展に特別の功労があったと認められる者に授与します。
なお、受賞者には賞状及び副賞を授与します。

2. 表彰の対象者

本会の団体会員、個人会員等（個人会員、名誉会員、特別会員、推薦会員）のうち、該当する業績のあった団体及び個人を対象とします。

なお、過去に10年以上の本会会員歴がある者、又は20年以上の事務局職員歴がある者も対象者となります。また、個人会員が自主的にグループを組織して活動した業績も上記の団体と見做します。

3. 表彰式

表彰式は、本会の令和7年度定時総会（令和7年6月上旬予定）終了後に行う予定です。

4. 応募方法

別紙「**令和7年度 JTA表彰応募要領**」に基づき、「候補者推薦書」を提出していただきます。本会「社員」*であれば、自薦、他薦を問いません。

なお、応募に当たっては、別紙の「功績賞、功労賞の選考基準」の内容にご留意下さい。

応募の締め切りは、令和7年1月31日（金） 17 時（必着）です。

* 定款第5条（法人の構成員）に規定する個人会員、団体会員、推薦会員、特別会員及び名誉会員をいいます。

5. 選考方法

本会が設置した表彰選考委員会の選考に基づき、理事会で決定します。

6. その他

表彰の概要については、本会会誌「トンネルと地下」及び本会ウェブサイトに掲載します。

令和7年度 JTA表彰応募要領

一般社団法人日本トンネル技術協会の「功績賞」及び「功労賞」の候補者を、以下のとおり募集します。

1. 表彰対象業績等

「功績賞」は、会員のうち、トンネル技術の発展に特に顕著な功績があったと認められる者に授与することとし、対象とする功績は、プロジェクトに貢献する新技術・新工法の開発、困難を克服してのプロジェクトの実施、学術図書・実務図書の刊行等とします。

「功労賞」は、会員のうち、本会の発展に特別の功労があったと認められる者とし、対象とする功労は、本会の各種活動(委員会活動、講習会等活动、図書の刊行等)とします。

2. 応募方法

本会所定の応募用紙(候補者推薦書)によりご応募下さい。

応募用紙は、本会ウェブサイト(<https://www.japan-tunnel.org/>)からダウンロードし、必要事項を記入の上、PDF 形式として電子メール(hyosyo(at)japan-tunnel.org)に添付の上、ご応募下さい。

※送信の際は(at)を@に置き換え下さい。

3. 応募締め切り

令和7年1月31日(金) 17時 (必着)

4. 応募用紙記載上の留意事項

・功績賞、功労賞のいずれかに  を付して下さい。

・推薦者欄	本会「社員」*であれば、自薦、他薦を問いません。連絡先を明記して下さい。
・候補者欄	本会「社員等」**であれば、個人、団体を問いません。 なお、団体の場合は連絡先を明記して下さい。
・業績名欄	表彰の対象となる業績(功績、功労)が明確になるように記入して下さい。
・業績の内容欄	特に顕著な功績、特別な功労に関して、①「業績の内容」、②「業績によるトンネル等事業への貢献状況」、③「その他特記事項」に該当する内容を記入して下さい。 なお、記入の際には、 <u>「(別紙)功績賞、功労賞の選考基準」の内容にご留意下さい。</u> 必要に応じて説明資料を添付して下さい。

* 定款第5条(法人の構成員)に規定する個人会員、団体会員、推薦会員、特別会員及び名誉会員をいいます。

** 社員の他、過去に10年以上の本会会員歴がある者又は20年以上の事務局職員歴がある者も対象者となり得ます。また、個人会員が自主的にグループを組織して活動した業績も団体の活動と見做します。

5. 応募・問合せ先

一般社団法人日本トンネル技術協会 表彰事務局

電話:03-3524-1755 Fax:03-5148-3655

E-mail:hyosyo(at)japan-tunnel.org

※送信の際は(at)を@に置き換えください。

(別紙) 功績賞、功労賞の選考基準

1. 功績賞の対象

1.1 功績賞(個人)

功績賞の候補者(個人)は、表彰を授与される時点で満 70 歳以上の者で、表彰規程及び応募要領に定める他、原則として以下の要件のいずれかに該当する者とします。

- (1) 著しい技術的功績に対して、本会の複数の役員から推薦のあった者
- (2) 著しい技術的功績に対して、国等から表彰を受けた者
- (3) 国等が設置する技術委員会等で長を永年又は複数務めた経歴のある者
- (4) その他、トンネル技術の発展に特に顕著な功績があったと認められる者

1.2 功績賞(団体)

功績賞の候補者(団体)は、以下の要件のいずれかに該当し、著しい技術的功績あるいは特に顕著な功績が認められるものとします。

- (1) 業績としてプロジェクトを対象とする場合、竣工後概ね 5 年までのプロジェクト(工事・工区を含み、表彰対象者が団体会員の連名であることを妨げない)
- (2) 業績として技術開発を対象とする場合、概ね 10 年以内に技術雑誌等に公表され、実績が認められたもの

1.3 著しい技術的業績等の例

功績賞の対象となる「著しい技術的功績」及び「特に顕著な功績」に該当するものの例を、以下に列挙します。なお、個人を対象とする場合は、当該人が主体的立場、リーダー的立場であるものとします。

- (1) わが国で初めて当該技術を適用し、それが標準的となった。
- (2) 今では標準となった画期的な技術を開発した。
- (3) 著しく困難な現場条件の下で技術力等を駆使してプロジェクトを完成させ、当該技術が他の参考とされた。
- (4) 従前ではできなかったプロジェクトが新たな技術の開発・適用により実現した。
- (5) 海外のプロジェクトでわが国の技術力の高さを証明した。

2. 功労賞の対象

2.1 功労賞(個人)

功労賞の候補者(個人)は、表彰を授与される時点で満 65 歳以上の者で、表彰規程及び応募要領に定める他、原則として以下の要件のいずれかに該当する者とします。

- (1) 本会役員を通算 10 年程度以上務めた者
- (2) 本会委員会(小委員会、WG を含む)の長、講習会等講師を通算 10 年程度以上務めた者
- (3) 事務局で永年勤務した者
- (4) その他、本会の運営に特別の功労があったものと認められる者

2.2 功労賞(団体)

功労賞の候補者(団体)は、2.1 に準拠して表彰することとします。

(功績賞・功労賞) 候補者推薦書
(いずれかに○を付けて下さい。)

推薦者

氏 名	所 属	連絡先
		TEL : E-mail :

1. 候補者(個人、団体)

ふりがな 候補者 (氏名又は団体名)		候補者が個人 の場合:年齢	____歳
所属・職名 (団体の場合は連絡 担当者)			
連絡先 (団体の場合は連絡 担当者)	TEL: FAX: E-mail:		

2. 業績(功績・功労)名

--

3. 業績の内容(特に顕著な功績、特別な功労の内容)

①業績の内容

②業績によるトンネル等事業への貢献状況

③その他特記事項

注；必要に応じて、説明資料を添付して下さい。